○施設長の報酬及び費用弁償並びに勤務条件等の特例に関する条例

平成２１年４月１日

条例第１号

改正　平成21年5月31日　条例第4号

平成21年12月1日　条例第6号

平成22年11月30日 条例第11号

平成26年12月25日 条例第1号

平成31年3月28日　条例第2号

令和2年11月27日　条例第5号

（目的）

第１条　この条例は、香南香美老人ホーム組合立の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（併設事業所を含む。）に勤務する施設長（以下「施設長」という。）であって、一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。以下「給与条例」という。）の規定を適用しない場合における施設長の報酬及び費用弁償並びに勤務条件等の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第２条　施設長は、次に掲げる要件を備えているものを組合長が任命する。

（１）　任用に係る職の職務遂行に必要な知識及び技能を有していること。

（２）　健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

（任用期間）

第３条　施設長の任用期間は、１年以内の範囲で必要な期間とする。ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、任用期間を更新することができる。

（１）　任用期間における勤務成績が良好であること。

（２）　前条各号の要件に該当すること。

（解職）

第４条　組合長は、施設長が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職を解くことができる。

（１）　施設長が退職を願い出た場合

（２）　勤務成績が良好でない場合

（３）　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められる場合

（４）　その他組合長が必要と認めた場合

（勤務に関する事項）

第５条　施設長の勤務条件は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（報酬の額）

第６条　施設長の報酬月額は、３２０，０００円とする。

２　前項の規定にかかわらず、６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）に在職している施設長の報酬については、同項に規定する報酬月額に給与条例第１７条第２項の規定の割合を乗じて得た額に、一般職の職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額を、それぞれ基準日の属する月の報酬月額に加算して支給する。

（通勤費用）

第７条　施設長の通勤にかかる費用は、給与条例第１１条の規定により支給される一般職の職員の通勤手当に準じて費用弁償を支給する。

（旅費）

第８条　公務のための施設長の旅費は、一般職の職員の旅費に関する条例（平成１７年条例第６号）の適用を受ける職員の例による。

（支給方法）

第９条　報酬及び旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

（報酬の減額）

第１０条　施設長が定められた勤務条件の全部又は一部について勤務しないときは、給与条例第１２条に定めるところによる。

（退職慰労金）

第１１条　施設長の退職慰労金は、退職時における第６条第１項に規定する報酬月額に勤務年数を乗じて得た額を支給する。ただし、勤務年数に端数が生じた場合は、６月以上１年未満について勤務年数に０．５を加える。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（施設長の報酬及び費用弁償並びに勤務条件等に関する条例の廃止）

２　施設長の報酬及び費用弁償並びに勤務条件等に関する条例（平成１７年条例第９号）は、廃止する。

（経過措置）

３　平成２１年度における第６条に規定する施設長の報酬月額については、同条中「６級１号給」とあるのは、「４級１号給」と、平成２２年度における同条に規定する施設長の報酬月額については、同条中「６級１号給」とあるのは、「５級１号給」とする。

（平成２１年６月に支給する報酬の額に関する特例措置）

４　平成２１年６月に支給する報酬の額に関する第６条第２項の規定の適用については、第６条第２項中「１００分の１４０、」とあるのは「１００分の１２５、」とする。

附　則（平成２１年５月３１日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日条例第１１号）

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２５日条例第１号）

この条例は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日条例第２号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１１月２７日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。